

「善信菩薩二十四戒經」について

沖 本 克 巳

一 序 中国菩薩戒思想上、重要な位置を占めるものに所謂瑜伽戒系統の典籍群があり、その中にあつては「菩薩善戒經」が最古の形式を保存する。そしてこの出家者を対象とする戒經は、それに対置されるものとして在家菩薩戒經を予想するものであり、「優婆塞戒經」等がそれに比せられる。

ここに考察する燉煌出土写本「善信菩薩二十四戒經」も善戒系統に属する在家菩薩戒經の一つと目されるもので、すでに土橋秀高氏の紹介と研究が存するが、いくつかの補足すべき点もあるので煩を恐れず再論を試みることにする。

二 本文の復元 本經は短編ながらも首尾整つた經典の形式をもつ。写真では序分が不明瞭で判読できないが、その部分と同じく二十四戒条をもつ「大方等陀羅尼經」にほぼ一致することが判明した。今、それに基いて不明部分を復原すると次の如くである。（カッコ内が復元部分）

仏説善信菩薩（二十四戒經）

如是我聞一時仏在舍衛國（給孤独）

闍爾時恒伽（即問）上首（当用何日） * 原壇受戒善（男子要用）月八日（十五日行此）法者若衆生犯五逆（罪身有白癩若）

不除差無有是処若優婆塞犯三自歸至 * 原一於六重若不還生無有是処若犯菩薩二十

四戒沙弥十戒式叉沙弥尼戒比丘戒比丘尼戒如是諸戒若犯一一諸戒当一心懺悔

若不還生無有是処除不至心（復次善男子）爾時上首広為恒伽説二十（四重戒名）

ただし以下に続く戒条は左に見る如く一致しない。

善信菩薩二十四戒經 大方等陀羅尼經

- | | |
|----------|--------|
| 1 殺 | 1 不布施 |
| 2 盜 | 2 姪欲 |
| 3 姪（殺） | 3 隨意説過 |
| 4 妄語 | 4 殺損 |
| 5 食酒肉 | 5 取財 |
| 6 於伽藍不淨行 | 6 瞋恚 |

7 樂説在家出家人過

8 激発他人惡事

9 於出家人所生姪慾想

10 勸人沽酒

11 食薰辛入塔寺

12 靴鞋不淨入仏殿

13 打罵訶責僧尼

14 闍乱両舌離他善友

15 心求欲色不重於法

16 身手不淨動觸絳像

17 墮胎持藥与人

18 改易絳像別売与人

19 睽目他人方便取物

20 強奪財色

21 為姪慾破齋夜食

22 見善不喜衆

23 撥無因果斷壞法論

24 染俗耽慾不求菩提

7 不諫願志

8 破戒人不還生

9 不言莫作非梵行

10 壞他善事

11 呵責飲酒

12 告姪事

13 視他怨作怨想

14 讚他視怨如赤子想

15 闍乱搗打

16 伏匿事発舒

17 不染他善事

18 不助嘗諸塔寺

19 離善知識親近惡友

20 往惡人処

21 食肉

22 食肉

23 不解衆生根

24 宣伝我見吉兆

三 考察 以上の結果を踏まえて、本經の特色をいくつかあげておきたい。

まず本經は「大方等陀羅尼經」と密接な関係にある、というよりもむしろ抄出異本の一つと見るべきであるが、その戒条は二十四戒系はもとより、「優婆塞戒經」等の、いかなる

「善信菩薩二十四戒經」について（沖本）

在家菩薩戒經ともいくつかの共通項をもちつつも、全体としては一致しない。このことは、在家菩薩戒經の戒条が、時代・

社会に対応して自由にさし変えられたことを推測させるが、本經に限つて云えば、寺院に於ける行儀が多く盛られており、

戒の具体的手引きを示すものといつてよい。ただし戒本の形式はもたず、それ故布薩説戒会で誦された可能性は少ない。

また本經はその末尾で、善信菩薩が説示したとするが、「大方等陀羅尼經」に照らすと、問者は恒伽比丘であり、説示者は上首菩薩であつて、上首はここでは個有名詞である。それ故説示者が二名いることになるが、この矛盾は經の筆者もしくは写本の作者が善信の語を菩薩の名と誤解したためであつて、後に見る如く、「善信」は upasaka の訳語と考えなければならぬ。

次に、本經は六重戒を前提すること、また菩薩二十四戒を沙弥十戒の下におき、出家優先の重戒戒思想をもつこと等から、「優婆塞戒經」との関連のあることが知られる。

即ち、「大方等陀羅尼經」を含め、所謂二十四戒系の戒經はいずれも「優婆塞戒經」ひいては「菩薩善戒經」の系列に属する在家菩薩戒經であることが明らかである。

四 善信二十四戒經 ひるがえつて本經もしくはその類經の中国本土における流伝のあとをたどるとまず「武周録」に、

善信二十四戒經一卷 求那跋摩訳

「善信菩薩二十四戒經」について（沖 本）

とするのがその唯一の出現例であるが、別に、「内典録」には善信二十二戒 亦云離欲優婆塞優婆夷具行二十二戒、亦云三帰優婆塞戒 求那跋摩訳

をあげる。それ故「善信二十二戒」と名付ける戒經は、様々な呼称を有したことが知られ、それによつて調べてみると、先の「武周録」は欠本経目に「善信二十二戒一卷」と「離欲優婆塞優婆夷戒文一卷」を別本として並記する。即ち「善信二十四戒經」と「善信二十二戒」および「離欲優婆塞優婆夷戒文」を別々にとらえ、後二者は散逸したと見るのであるが、さかのぼつて「梁高僧伝」求那跋摩伝を見ると関連経目としては「優婆塞五戒略論」および「優婆塞二十二（四）戒」等を訳出したとし、「出三蔵記集」も「優婆塞二十二（四）戒」を「三帰及優婆塞二十二戒」とするだけで大差はない。

以上の調査の結果をまとめると次のことが云える。即ち、まず第一に求那跋摩には「菩薩善戒經」などの他に、在家戒經として「優婆塞五戒略論」「優婆塞二十二（四）戒」があつたとされ、それは曇無讖に「地持經」と「優婆塞戒經」の訳があつたことと対応すること。次に、その「優婆塞二十二（四）戒」は、様々な呼称をもち、その一つとして「善信二十四戒經」という名称も存したが、本来は一本であつたと考えられること。そしてそれは比較的早い時期に欠本となつたこと。最後に、優婆塞即ち upāsaka の訳としては、從來、

「信者、近事（男）、善宿、清信士、淨信」などが見られたが、善信もまたその訳語の一つに数え得ること、以上である。そして以上の結果からこの「善信二十四戒經」が焮煌本「善信菩薩二十四戒經」である可能性が濃厚であるが、最終的な結論はなお保留しておくのが適切であると考ええる。

五 優婆塞五戒威儀經 求那跋摩には「優婆塞五戒略論」（略論）と「優婆塞五戒威儀經」（威儀經）の二訳が現存するが、経録を調べると次のことがわかる。即ち、「略論」は「出三蔵記集」において一名優婆塞五戒相とされ、以後それが踏襲されるが、「武周録」では欠本とされる。一方、「威儀經」は「彦棕録」では二巻、「静泰録」では一卷三十三紙とされ、訳者名はない。しかるに「武周録」に至つて求那跋摩訳とし、「開元録」以下では一卷十五紙とする。現存する「威儀經」も一卷約十五紙であり、求那跋摩訳とされるが「高僧伝」にはこの経の訳出のあつたことは記されていない。それ故、現存の「威儀經」は本来のそれとは無縁で、むしろ「武周録」で欠本とされる「略論」との何らかのつながりが推測される。そしてこの「威儀經」の中間部分を、大野氏は「善信二十二戒」であろうとするが、例えば「武周録」では両者は有本として別行しており、また先の考察から二十四戒系は善戒系統と考えられるので、戒数の一致をもつて直に結論づけるのは適切ではない。

六 結論 求那跋摩の訳業は、問題を孕みつつも、中国菩薩戒史上、従来の評価以上に重要な位置を占めると考えられる。本論では、熈焯本「善信菩薩二十四戒経」を中心に、それが同じく二十四戒経系の「大方等陀羅尼経」と共に「善戒経」系、とりわけ「優婆塞戒経」受戒品の類経である可能性を探ると共に、中国における在家菩薩戒思想の多様な展開の一端を指摘し得たと思う。

- 1 沖本克己『菩薩善戒経について』印仏研二十二巻一号 東京一九七三 三三三頁以下。
- 2 土橋秀高『ウバソク戒経の問題』印仏研十二巻一号 東京一九六四 四八頁以下。
- 3 北京図書館藏敦煌遺書辰四八号および官五一号。ただし、官五一号は「善信菩薩二十四戒経」とは目し難い。次注参照。
- 4 土橋秀高『敦煌出土仏典の研究』竜谷大学仏教文化研究所紀要第十二号 京都 一九七三 五四頁〜六七頁。
- 5 「大方等陀羅尼経」巻第一 大正二二巻六四五中、下。
- 6 同右、六四五上。
- 7 「大周刊定衆経目録」小乗単訳経目、大正五五巻四一二下。
- 8 「大唐内典録」大正五五巻二五八中。
- 9 「大周刊定周経目録」大正五五巻四五〇中。以後の経録は三者を別行とする説を継承し、混乱を生じている。大正五五巻五二六上、六三七上他。
- 10 「梁高僧伝」大正五〇巻三四一上。三本は二十四戒とする。
- 11 「出三蔵記集」大正五五巻一〇四中。

「善信菩薩二十四戒経」について(沖本)

- 12 求那跋摩は四三一年に建康に入つて、同年中に没していることもあつて、その訳経内容に疑うべき要素もある。特に現存の「優婆塞五戒略論」別名「優婆塞五戒相経」(大正二四巻九三九下)は中国編集であることが大野法道氏によつて論証されている。大野法道「大乘戒経の研究」東京 一九五四 三八三頁。
- 13 二十四戒と二十二戒が近縁関係にあることは明らかであるが、その戒条の変化については欠本である以上、明確な結論は出せない。ただ、比較的自由に戒条の変更が行なわれたことは先にみた如くであり、ここでも、そのように理解しておきたい。
- 14 大正二四巻九三九下以下、および一一一六下以下。ただし「優婆塞五戒相経」については注②参照。
- 15 「出三蔵記集」大正五五巻一二中。
- 16 「法経録」大正五五巻一四〇上。「彦棕録」五五巻一五五中。「静泰録」五五巻一八八上。「内典録」五五巻三〇〇中、等。
- 17 「武周録」大正五五巻四五八上。しかし同『小乗律小乗論賢聖集伝』では有本とし(四三三下)混乱を生じている。
- 18 「彦棕録」大正五五巻一五五下。
- 19 「静泰録」大正五五巻一八八中。
- 20 「武周録」大正五五巻四三三下。
- 21 「開元録」大正五五巻六八九上。なお、六〇六中には「初是菩薩戒本後受菩薩戒文及捨懺等法云々」とあり、これは現本の構成と一致する。
- 22 「優婆塞五戒威儀経」大正二四巻一一一九下。
- 23 大野法道、前掲書 三八五頁。
- 24 注(7)、②参照。